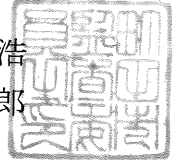


19町監第135号の2
2019年12月17日

請求人 小林美知様
同 北林キヨ子様
同 巽富士子様

町田市監査委員 高野克浩
同 古川健太郎



住民監査請求（町田市職員措置請求）の却下について（通知）

2019年11月6日に受け付けました住民監査請求につきましては、下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、却下します。

なお、議員のうちから選任された山下てつや監査委員及び森本せいや監査委員は、法第199条の2の規定により除斥しました。

記

却下の理由

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な公金の支出又は財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものと規定しています。また、同条第2項では、前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、これをすることができないと規定しています。

請求人は、本件請求において掲げた2014年度から2017年度までの政務調査費及び政務活動費の支出はいずれも違法ないし不当なものであり、条例及び使途基準に適合するか否か等の判断を監査委員に求めるものであるとしており、市が不当利得（剰余金）の返還請求権の行使を怠っていることを理由に、かかる怠る事実を監査請求の対象とするものであるから、「特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするもの」（最高裁判所平成14年7月2日判決）には該当せず、監査請求の期間制限の趣旨を没却するものではなく、法第232条の5第2項及び法施行令第

162条に定める「概算払」にも該当しないとし、法第242条第2項の規定を適用する余地はないと主張しています。

しかしながら、本件における政務調査費及び政務活動費については、町田市議会政務活動費の交付に関する条例第3条において半期ごとの交付、同条例第4条で所属議員数の異動に伴う調整による返還、そして同条例第8条では残余金の返還について定め、残余金がある場合に返還されることから、法施行令第162条に定める概算払による公金の支出であります。

判例においては、「概算払は、地方自治法が普通地方公共団体の支出の一方法として認めているものであるから(232条の5第2項)、支出金額を確定する精算手続の完了を待つまでもなく、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為としての公金の支出に当たるものというべきである」(最高裁判所平成7年2月21日判決)とされています。

よって、政務調査費及び政務活動費の支出については、概算払をもって公金の支出というべきであり、各会派の支出は公金の支出に当たりません。

さらに、請求人は、町田市が不当利得返還請求権の行使を怠っていることを理由に、「特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするもの」には該当しないと主張しています。

この点、最高裁判所平成14年7月2日判決においては、「怠る事実を対象としてされた監査請求であっても、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするものである場合には、当該行為が違法とされて初めて当該請求権が発生するのであるから、監査委員は当該行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にあり、これを客観的、実質的にみれば、当該行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ず、当該行為のあった日又は終わった日を基準として本件規定を適用すべきものである」とされています。

これを本件について見ると、本件においては添付資料をもって使途基準に適合しない違法ないし不当と判断できるとは言い難く、概算払が違法であるか否かを判断しなければ、当該監査を遂げることができません。

よって、本件監査請求は、「特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするもの」に該当するため、法第242条第2項の適用を受けます。

以上のことから、2014年度から2017年度までの政務調査費及び政務活動費については、財務会計上の行為のあった日は概算払がなされた日であり、その最終交付日は2017年10月20日であるため、本件請求日2019年11月6日は1年の請求期限を経過しています。

よって、本件請求は法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、不適法と判断しました。